

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

- (1) くすのき広域連合が解散し、令和6年度から単独で介護保険事業を実施することを受け、国民健康保険及び後期高齢者医療と介護保険が連携を強化し、保健事業や介護予防事業を実施することで、予防・健康づくりや医療費、介護給付費の適正化に取り組むとともに、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料並びに介護保険料の一体的な収納業務を行うことができるよう、効果的かつ効率的な組織運営を図る。

⇒ 「国民健康保険に関すること」及び「後期高齢者医療に関すること」を市民生活部から健康福祉部に移管。

- (2) 児童福祉法の改正を踏まえ、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援機能の強化を目的に、「こども家庭センター」を設置することとし、乳幼児健康診査や発達相談を始め、妊産婦や子育て世帯、子どもとの相談の機会を的確に捉え、虐待予防等の充実に向けた効果的な相談支援や、関係機関との円滑な連携を図ることができる組織体制を見直す。

⇒ こども部の事務に「母子保健に関すること」を追加。

- (3) その他、所掌事務の見直しと合わせた組織の効率化を図るとともに、所掌事務の明確化を図るための規定整備を行う。

⇒ ・ 市長室及び危機管理室を条例上に組織として明記。
・ 「財産の管理及び活用に関すること」を企画財政部から総務部に移管。
・ 都市整備部の事務のうち、「街づくりに関すること」を「都市計画に関すること」に改正。

2 施行期日

- (1) 及び (3) については、令和6年4月1日から施行する。
(2) については、令和6年10月1日から施行する。

【守口市市税条例の一部を改正する条例】

個人市民税

① 第4期（普通徴収）の納付期限の延長（12月25日→翌年1月4日）

市税（普通徴収）の納付期限は、通常月末に規定していますが、12月に限っては25日限りで規定されているところです。これは、かつては年末にかけて銀行が繁忙時期となることなどへの対応と考えられますが、24時間365日納付が可能なコンビニエンスストアやスマホによる決済が浸透してきており、12月の納期限を月末迄と誤認した納税者が、意図せず納期限を徒過する事案が発生しております。

そこで、12月末相当となる翌1月4日を納期限と規定することで、納税者にとってよりわかりやすい納税環境が実現できることから改正しようとするものです。

・実施年度 令和6年度課税より

・対象税目 個人市民税 普通徴収

・納期限 12月25日を翌年1月4日に改めることとします

・現状	第1期	6月	末日	・参考 固定資産税	第1期	5月末日
	第2期	8月	末日		第2期	7月末日
	第3期	10月	末日		第3期	9月末日
	第4期	<u>12月25日</u>			第4期	11月末日

→ 1月4日に

② 公益法人税制（寄附税制）の導入

個人が社会福祉法人や特定非営利活動法人等の公益活動を行う法人に対して行った寄附金のうち大阪府が条例で指定したものについて、地方税法が定める計算式に基づき税額を控除することとします。

・控除額計算式 $(\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 6 \%$

・状況

国税	導入済（所得税）
府税	導入済（府民税）
市税	3市を除き条例改正済（※）

※地方税法（抄）

第314条の7

3 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

・対象年度 令和7年度課税より

・対象寄附金 令和6年1月1日以降のもの

・対象法人 大阪府の基準にあわせることとします

・想定控除額 単年度あたり約100万円（令和4年中所得をもとに算定）

令和5年12月
総合窓口課

守口市手数料条例の一部を改正する条例案について

1.改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号カードを有効活用し、利便性の向上及び証明書交付事務の効率化を図ることを目的として、平成28年1月18日から多機能端末機による証明書の発行等を実施してまいりました。

この度、更なる利用促進を目的として、多機能端末機により証明書等の交付を受けた場合における手数料の改定を行うため、守口市手数料条例の一部を改正する条例案を改正するものです。

2.改正内容

多機能端末機により証明書等の交付を受けた場合における手数料を、市役所窓口において交付を受ける場合の手数料から100円減額した額とします。

	コンビニ交付	窓口
住民票	200円	300円
印鑑登録	200円	300円
戸籍証明	350円	450円
戸籍附票	200円	300円
課税証明	200円	300円

3.施行期日

令和6年1月4日から施行します。

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1. 改正の経緯

本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされている。先般、内閣府令で定める基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

※内閣府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第10項が削除され、同法を引用している条文の文言が整備された。（第3条第11項⇒第3条第10項となった。）

2. 改正の内容

- （1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、同法を引用している条文の文言を整備する。
- （2） その他基準の改正と同様の改正

3. 施行日

公布の日から施行

守口市民体育館の指定管理者の指定について

1. 趣旨

守口市民体育館の指定管理者の候補者が守口市民体育館指定管理者選定委員会において選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議案を提出しようとするものです。

2. 指定管理者に管理させようとする施設

守口市民体育館

3. 指定管理者に指定しようとする団体

団 体 名	守口ゆめづくりスポーツコミュニティ
代 表 団 体	アシックススポーツファシリティーズ株式会社
住 所	兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1号
代 表 者	代表取締役 原田 聡
構 成 団 体	グローブシップ株式会社
住 所	東京都港区芝4丁目11番3号
代 表 者	代表取締役社長 矢口 敏和

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間

守口文化センターの指定管理者の指定について

1. 趣旨

守口文化センターの指定管理者の候補者が守口文化センター指定管理者選定委員会において選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議案を提出しようとするものです。

2. 指定管理者に管理させようとする施設

守口文化センター

3. 指定管理者に指定しようとする団体

団体名 シンコースポーツ株式会社

住 所 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号

代表者 代表取締役 石崎 健太

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

守口市自転車駐車場指定管理者の指定について

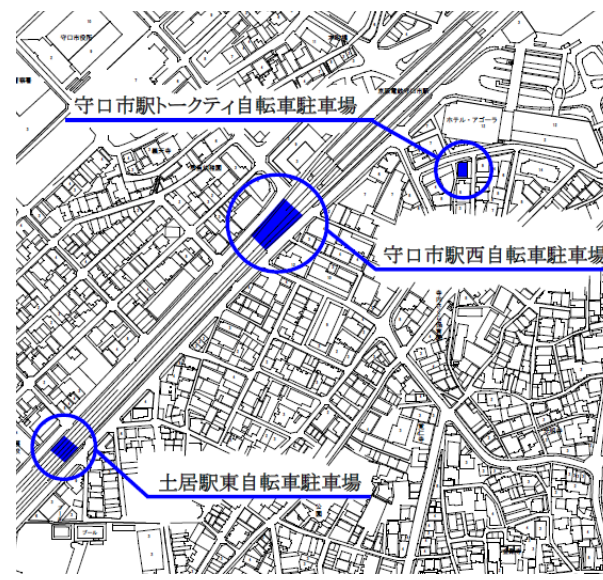
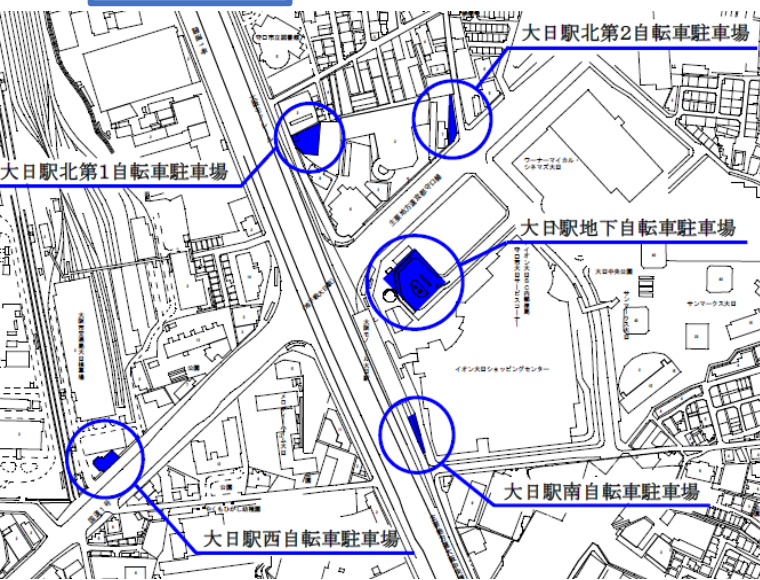
都市整備部

指定管理者に管理させようとする施設	守口市自転車駐車場 13ヶ所 (※)
指定管理者に指定しようとする団体	株式会社駐輪サービス
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

※守口市自転車駐車場 13ヶ所

大日駅地下、大日駅北第1、大日駅北第2、大日駅西、大日駅南、守口駅、守口駅竜田通、守口駅八島、守口市駅西、土居駅東、守口市駅トークティ、太子橋今市駅、滝井・千林駅自転車駐車場

位置図



事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
国庫負担金等返還事業	総務費	総務管理費	諸費	償還金、利子及び割引料	390,000					390,000	
コンビニ交付システム改修事業	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	委託料	110					110	
戸籍情報システム等改修事業	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	委託料	13,585	13,585				0	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金
介護保険事業費繰出事業	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	繰出金	8,813					8,813	
くすのき広域連合負担金	民生費	社会福祉費	老人福祉費	負担金、補助及び交付金	14,441					14,441	
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費負担金	民生費	社会福祉費	老人福祉費	負担金、補助及び交付金	11,525					11,525	
ひとり親家庭医療助成事業	民生費	児童福祉費	ひとり親家庭医療助成費	扶助費	12,344		6,171			6,173	・大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金
子ども医療助成事業	民生費	児童福祉費	子ども医療助成費	扶助費	130,148		23,296			106,852	・大阪府市町村乳児医療費助成事業費補助金
住宅市街地総合整備事業	土木費	都市計画費	都市計画総務費	負担金、補助及び交付金	5,500	2,750				2,750	・密集市街地総合防災事業補助金
合 計					586,466	16,335	29,467	0	0	540,664	

補正に必要な一般財源540,664千円については、普通交付税330,572千円及び繰越金210,092千円により財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	70,208,578 千円
補正額	586,466 千円
補正後の額	70,795,044 千円

2 債務負担行為の補正
(追加)

(単位：千円)

事項	期限	限度額
守口文化センター指定管理事業	令和10年度	328,900
守口市民体育館指定管理事業	令和9年度	130,000
守口市自転車駐車場指定管理等事業	令和10年度	680,126

令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について

1 補正予算額

584,271 千円（補正予算後の予算総額：15,307,645 千円）

2 補正予算の内容

（1）一般被保険者に係る療養給付費の補正

一般被保険者に係る療養給付費の予算については、大阪府が示した保険者負担額の総額を直近3か年度の実績に応じて按分した金額を計上していましたが、予算額が不足する見込みであることから、補正するものです。

◎ 内訳

【 歳出 】

（款）保険給付費 （項）療養諸費 （目）一般被保険者療養給付費
497,359 千円

【 歳入 】

（款）府支出金 （項）府補助金 （目）保険給付費等交付金
497,359 千円

（2）保険給付費等交付金償還金の補正

保険給付費等交付金償還金の予算について、特別調整交付金の精算額が当初見込み額を超過する見込みであることから、補正しようとするものです。

◎ 内訳

【 歳出 】

（款）諸支出金 （項）償還金及び還付加算金
（目）保険給付費等交付金償還金
16,912 千円

【 歳入 】

（款）繰入金 （項）繰入金 （目）基金繰入金
16,912 千円

(3) 守口市国民健康保険財政調整基金への積立に係る補正

特別会計国民健康保険事業は、令和 4 年度決算において、実質収支額が 129,829 千円の黒字となりました。地方財政法第 7 条第 1 項において、決算上剰余金が生じた場合は、当該剰余金のうち 2 分の 1 を下らない額を翌々年度までに積み立てなければならないと規定されていることから、当該規定に基づき、実質収支額のうち 70,000 千円を守口市国民健康保険財政調整基金に積み立てるため、補正するものです。

◎ 内訳

【 歳出 】

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 国民健康保険財政調整基金積立金
70,000 千円

【 歳入 】

(款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金
70,000 千円

令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について

1. 補正理由

令和6年度から市単独で介護保険事業を実施するにあたり、システム事業者や金融機関等との調整を行う中で必要となった下記の事業について、民間事業者への委託により実施しようとするものです。

つきましては、令和5年12月市議会定例会に令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を提出するものです。

2. 予算内容

●歳入予算の補正

（款）繰入金（項）一般会計繰入金（目）その他一般会計繰入金

（節）事務費繰入金

予算額：8,813 千円

●歳出予算の補正

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（節）委託料（細節）委託料

(1) 口座振替データ分割統合業務に係る介護保険料追加業務委託事業

予算額：341 千円

(2) 介護保険システムの基幹系ネットワーク移行に伴う設定業務委託事業

予算額：1,672 千円

(3) 令和6年度介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修事業業務委託事業

予算額：6,217 千円

(4) 保険料収納対策事業に係るネットワーク設定等業務委託事業

予算額：583 千円

●債務負担行為の設定

事業名：保険料収納対策事業（介護保険料の納付勧奨業務等）

期 間：令和8年度まで

限度額：24,420 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（節）委託料（細節）委託料

【内訳】

令和5年度	0 千円
令和6年度	8,140 千円
令和7年度	8,140 千円
令和8年度	8,140 千円
合 計	<u>24,420 千円</u>

守口市とTerra Motors株式会社との「EV充電インフラの普及促進に関する協定」及びEV充電インフラの導入について

1 経緯

・大阪府では2021年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス削減に向けた2030年度の取組指標値として、軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める電動車(EV・PHV・HV・FCV)の割合を10割とし、輸送・移動の脱炭素化に向け電動車の普及促進に取り組んでいる。

・また、2021年6月に大阪自動車環境対策推進会議が策定した「おおさか電動車普及戦略」では、充電インフラの整備目標(パブリック充電)として、2030年度までに府域の急速充電設備を300箇所、普通充電設備を1,500基とすることを目標に掲げている。

・守口市では、令和3年7月に策定した「第3期守口市地球温暖化対策実行計画」において、公用車対策としてエコカーの導入を目標として掲げている。

・充電インフラの整備、EV車の普及促進は、災害時における非常用電力供給源としての活用が大いに期待できる。

2 Terra Motors株式会社とのEV充電インフラの普及促進に関する協定締結について

・守口市内におけるカーボンニュートラル実現を目指すことを目的として、市内の公共施設におけるEV車充電インフラの整備等の事業連携を行うため、Terra Motors株式会社と「EV充電インフラの普及促進に関する協定」を令和5年11月30日に締結します。(協定締結式を開催予定)

【連携事項】

- (1) 公共施設へのEV充電スタンドの設置及び管理に関すること
- (2) EV車等の普及促進に関すること
- (3) 次世代を中心とした環境問題への意識啓発に関すること

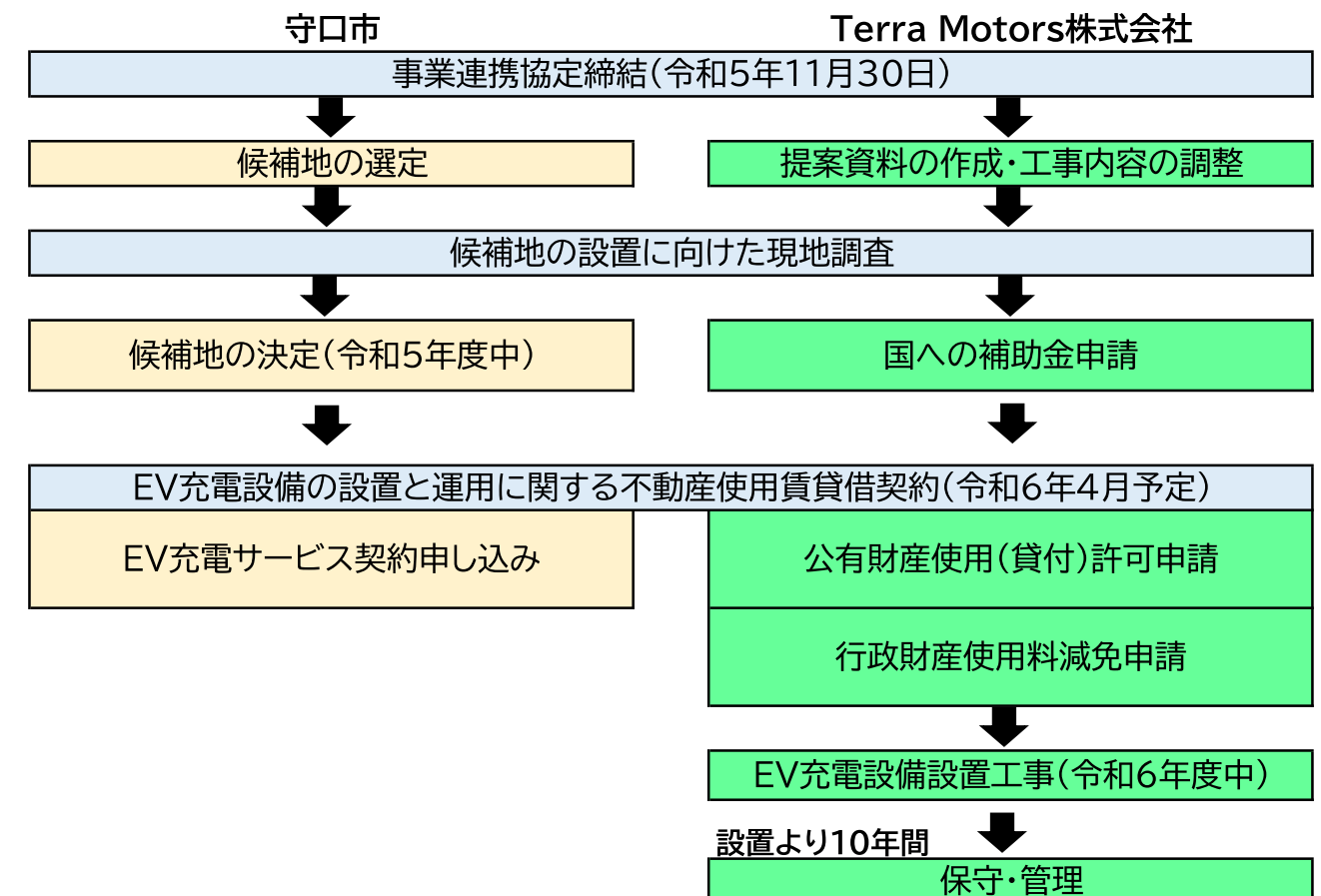
3 EV充電インフラ「Terra Charge」の導入について

プラン	コンセントプラン	普通充電プラン
充電出力	3 kW	6 kW
充電設備本体費	無料 (無償借地の上、設置) (設備所有者はTerra Motors株)	
初期工事費	無料	
月額利用料	無料	
保守メンテナンス料	無料(故意または過失による場合を除く)	
充電料金	Terra Motors株が設定	
売上の還元	電気代相当を還元	
契約期間	10年	
禁止事項	機器の取り外し/改造/他社機器への付け替え	

「Terra Charge」の特徴

- イニシャル・ランニング・保守メンテナンス無料
- 自社ハードの開発
格安のEVコンセントを自社開発の外付けのIoT機器によりIoT化することでコストを大幅圧縮
- 安心、安全の日本製
3kw、6kwの普通充電器、50kw、90kwの急速充電器全て日本製
- 豊富な自治体との連携経験
山口県柳井市、大阪府交野市、高知県室戸市 外

4 今後の予定



《まとめ》

全庁的に公共施設の駐車可能台数・駐車場利用状況を調査します。

次に、調査を基に候補地として設置場所及び設置台数を選定します。

当課としては市民等が利用し易い場所として、本庁舎、大枝公園、よつば公園等を想定しています。

※施設所管課と要調整

